

## 1. 開 会

司会（芦田副課長） ただいまから千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。

本日ご出席の委員は、お手元の資料「千葉県環境審議会水環境部会次第」と書かれたものに綴られている2枚目の「委員出欠表」及びその裏面の座席表のとおりでございます。

なお、木名瀬委員、樞根委員、土器屋委員、安室委員、及び特別委員の月山委員は、本日、所用のため欠席でございます。

本日の出席委員は9名でございます。委員総数 14 名に対して半数に達しており、本会議が成立していることを報告いたします。

## 2. 環境生活部長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、加藤環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

加藤環境生活部長 おはようございます。環境生活部長の加藤でございます。

本日は、委員の先生方は年度末で大変お忙しい中をきょうの会議にご出席いただきまして、本当にありがとうございました。

また、本年度は、印旛沼、手賀沼の第5次湖沼水質保全計画の策定等にあたりましても、先生方にいろいろご審議をいただきまして、おかげさまをもちまして3月19日に環境大臣の同意をいただくことができました。

本日は、東京湾の総量規制の案件等について2件、昨年12月18日にご審議をいただいたわけですが、その後、パブリックコメント等を実施して、それらの結果をもとに、きょうご審議をいただきたいと思っております。

この第6次となる東京湾総量規制ですが、これは水質汚濁防止法に基づいて知事が定めることになっております。環境省等とのいろいろな調整の中で、総量規制の基準とか、いろいろ今日までやってまいりました。正直言って、削減量という形なのでわかりづらいところが多々あるわけでございます。今年度、私どものほうとしては、東京湾の削減推進計画というものを今年度から来年度にかけてつくって、そういう中で、そういうものが県民にわかりやすい形で、東京湾の水質保全の要となるいろいろな計画を遂行していきたいと考えております。

本日は、いろいろとお忙しい中、大変恐縮でございますが、皆様方のご審議をいただきたく、簡単でございますが、よろしく願いいたします。

## 3. 水環境部会長あいさつ

司会 続きまして、鈴木部会長にご挨拶をお願いいたします。

鈴木部会長 おはようございます。部会長の鈴木でございます。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、またきょうは午前中ということで、ちょっとご無理を申し上げましたが、ご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

本日の案件は、ただいま加藤部長よりお話がありましたとおり、昨年12月18日に諮問

をした件に関連するということで、一つは、水質汚濁防止法第4条第3に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)、もう一つが、水質汚濁防止法第4条5に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(案)であります。パブリックコメントをいただきまして、それでまとめた案ということです。

この案件につきましては、本県の水質行政あるいは水質保全対策の根幹を成す重要な案件でございますので、十分議論をしていきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、会議の円滑な運営にご協力のほどをお願い申し上げます。はなはだ簡単ですが、開会にあたりましてご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

議事に入る前に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

部会次第

委員出欠表

座席表

千葉県環境審議会運営規程

環境審議会への諮問文の写し

水環境部会への付議文の写し

本日の議題の資料として、

資料1 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量削減計画(案)

参考資料1-1 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量削減計画(案)見え消し修正版

参考資料1-2 パブリックコメント実施結果

参考資料1-3 総量削減計画(案)修正一覧

参考資料1-4 東京湾総量削減計画策定・総量規制基準設定の  
スケジュール(千葉県)

資料2 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量規制基準(案)

参考資料2 窒素に関する総量規制基準(案)に関するパブリックコメント  
結果(概要)

資料3-1 東京湾総量削減検討委員会設置要領

資料3-2 東京湾総量削減検討委員会委員名簿

資料3-3 第1回東京湾総量削減検討委員会概要

資料4 「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」(第5期)及び「手賀沼に  
係る湖沼水質保全計画」(第5期)の策定について

資料5 湖沼水質保全特別措置法第7条に基づく規制基準の設定について

以上でございます。

それでは、議事に入ります。

以後の進行を、鈴木部会長をお願いいたします。

鈴木部会長　それでは議長を務めさせていただきます。議事の進行につきましてご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、環境審議会運営規程に基づき公開で行います。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を、よろしければ私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

鈴木部会長　ありがとうございます。

それでは、清水委員と保坂委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### 4. 議 事

**諮問事項 1　水質汚濁防止法第4条の3に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)について**

**諮問事項 2　水質汚濁防止法第4条の5に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(案)について**

鈴木部会長　それでは、早速、議事に入らせていただきます。

諮問事項 1　水質汚濁防止法第4条の3に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)について

及び、関連ということで、

諮問事項 2　水質汚濁防止法第4条の5に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(案)について

まず事務局から説明をお願いいたします。

高梨水質指導室長　東京湾に係る第6次総量削減計画(案)と総量規制基準(案)をあわせて説明申し上げます。

諮問事項 1として、水質汚濁防止法第4条の3に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)につきましては、昨年12月18日に開催された当水環境部会に諮問し、ご審議いただいたところです。その後実施したパブリックコメント、及び市町村からの修正意見等がございましたので、改めて資料1として修正後の総量削減計画(案)をお諮りするものです。

参考資料1-1ですが、これは、前回お諮りしたものの修正箇所を明確に見え消しの形にしたものです。

パブリックコメントの意見及び県の対応については、参考資料1-2を用いて説明申し上げます。

参考資料1-2をご覧ください。

パブリックコメントは、平成18年12月26日から1ヵ月間実施してございます。県のホームページへの掲載、及び県民センター窓口において閲覧できるということで、意見をお伺いしたわけでございます。

意見の総数は、総量削減計画(案)に関しては1名から八つの意見が、総量規制基準(案)については5名から延べ六つの意見が寄せられております。

まず計画（案）に対する意見と県の考え方ですが、ページをめくっていただきますと、それぞれの意見の内容、県の考え方、それをもちまして計画（案）を修正したかどうか、反映した部分を書いてございます。

まず、意見1は、「削減目標」という語句を「目標量」に変更すべきではないか。また意見2では、「削減目標量」の算定方法等を明示すべきではないかとの意見でございます。

総量削減計画で明らかとすべき項目については、水質汚濁防止法第4条の3第2項、いわゆる国の基本方針ですが、この中で「総量削減目標量」という語句で記載することになっております。その関係で、語句の変更は計画では行うことができません。

意見3は、産業排水の負荷に生活系排水並みの2割削減の目標を設定すべきではないかとの意見です。

削減目標量につきましては、国の基本方針によるものであること、また前回の水環境部会でも説明いたしましたが、生活排水対策では、下水道整備、合併浄化槽の普及等により雑排水の負荷の低減が見込まれ、2割程度の削減が見込まれていますが、産業排水では、産業の動向や排水処理技術の水準を見込み試算して、4～8%の削減を見込んでいます。

ページをめくりまして、意見4です。水質改善値を示すべきではないかという指摘です。

総量削減計画で定める事項としては削減目標量であり、水質の改善値は含まれていないということでございます。

意見5では、計画の削減方途が網羅的である、もっと効果のある対策について定量的・具体的に示すとともに、県民自らが実施すべき項目や内容を明らかにしてはどうか、という意見でございます。

国の基本方針に沿って各発生源別の方途を記載しております。削減効果の大きい下水道整備に関しては整備計画の目標値を示していること、また、県民自らが実施すべき項目や内容については、今回、総量削減計画に位置づけた総量削減推進計画を策定また推進していくという内容を明示する予定です。

意見6は、対策内容が第5次の計画とほぼ同一である、新たな対策を提起すべであるとのご指摘です。

従前の対策は今なお継続していること、また、ほぼ同一のことから、ほぼ同一の記載をする必要があります。計画には、新たな取り組みとして、生活系排水対策を推進するための総量削減推進計画の策定推進を今回加えております。

意見7は、合流式下水道の越流対策が5次と同じでは、把握自体がされていないのではないか、とのご指摘です。

越流対策については、下水道部局で越流対策は既に進められていることから、計画案を一部修正して、「合併式下水道については、『合流式下水道緊急行動計画』に基づく改善事業の推進を図るとともに、施設の改善効果や越流水の状況把握に努める。」と修正することとしました。

意見8は、計画の文章表現で語尾を「図るものとする」「努めるものとする」と表現しておりますが、これをはっきり「行う」「実施する」としてはどうかとの意見です。

ご指摘のとおり、確かに表現は少しくどいことから、修正をすることとしました。

これらの意見に対する修正部分と、計画策定後に関連する県の他の計画が確定した、そ

れに伴う修正をしてございます。参考資料 1 - 3 をご覧ください。

先ほどの意見、県の他の計画の修正等を一覧としたもので、計画案全体を見え消した  
ものから抜粋したような形になっております。

資料 1 - 1 にお戻りください。

修正案を見え消しの形でしたもので、2 ページ目の下水道の整備計画では越流対策部分、  
3 ページ目では各法律の施行制定年を、同じように 4 ページ目でも語尾等を変更しており  
ます。

5 ページ、「3 その他の汚濁負荷の総量の削減に関し必要な事項」の中の「(3) 干潟  
の保全・再生、海浜の保全」の中で、県の三番瀬再生計画が確定したことに伴いまして、  
「また」以降の文章で「干出域の形成等に努める」と修正を行ってございます。

本日ご審議いただく修正案は、資料 1、この見え消しを直したものでございます。よろ  
しくご審議をお願いいたします。

続きまして、規制基準（案）の関係ですが、資料 2 「東京湾に係る化学的酸素要求量、  
窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）」の説明に移ります。

総量規制基準（案）につきましても、昨年 12 月のパブリックコメントにおいて、参考  
資料 2 のとおり、窒素に係る基準（案）について 5 名の方から延べ六つの意見が寄せられ  
ております。

番号 3 の整理番号 232 の区分につきましては、同一の要望が 4 ヶ所の事業所から寄せら  
れ、意見としては、整理番号 1 ~ 3 の三つとなっております。

意見 1、意見 2 とも、下水道業に係る窒素の設定値に関する内容で、意見 1 では、市町  
村が設置する単独下水道終末処理場の Cno と Cni の値を、流域下水道終末処理場並みに  
引き下げるべきではないかとのご意見です。

C 値の設定にあたりましては、個々の事業場の排水実態を考慮して業種区分ごとに設定  
してございます。特に設置時期の古い単独下水道の Cno につきましては、Cno20 では対  
応が困難と判断しております。また、今後、流域下水道に接続する予定のものもあるとい  
うことから、Cno25 を設定いたしました。今後増加する排水量に対しての Cni につつま  
しては、第 5 次の規制基準 20 を引き下げ、15 に設定したものです。

意見 2 では、同じように単独下水道に関するものですが、単独下水道の高度処理施設の  
Cni をやはり流域下水道と同じ 10 とすべきではないかとの意見です。

高度処理を行う単独下水道で、窒素除去法である A 2 O 法と急速濾過法を併用して処理  
水を 10mg/1 にする計画のものもございます。施設の整備過程では、まず A 2 O 法による  
施設を整備した後に、急速濾過設備を追加するというようにしており、A 2 O 法のみでは、  
常時水質を 10mg/1 とすることは困難であると判断いたしました。また、6 次規制案では、  
国の定めた Cni の上限は 20、下限 10 ということから、15 を設定したものでござい  
ます。

意見 3 は、特殊な事例ですが、火力発電所に関する貫流式ボイラーに係る Cno につ  
いて、発電所の発電ピーク下に厳しい状況が出現するというので、運用を考慮してもら  
いたいとの要望でございます。

C 値の設定にあたりましては、これら火力発電所の実態を考慮した結果として、Cno  
値を 45 に設定したものです。十分対応可能と判断しております。

以上が総量規制基準（案）に対する意見、要望でございます。県としては、諮問した数

値を変更しないものとして、再度、資料2の基準（案）をお諮りするものです。

計画（案）、基準（案）をよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

鈴木部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、特に専門的な用語が出てきたりしますが、その辺を含めてでも結構かと思いますが、どこからでも結構ですので、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。

総量削減計画（案）への意見の提出者数が1、延べ件数が8、その説明、あと対応、反映をどうしたかということです。もう一つのほうは総量規制基準（案）で、これは意見提出者数が5、延べ意見数が6です。そこについてのご意見でも結構ですし、委員独自のご意見でも結構です。

吉田特別委員 質問ですが、参考資料2の最後、3番の整理番号232ですが、火力発電所でピーク時にCno値が上がるということですが、構造的にそういうふうになっているのでしょうか。

というのは、火力発電所は、ボイラーをたいて、冷却排水を多分排出するような構造になっていると思うのですが、それ以外のものが混じり込む要素があるのでしょうか。

高梨水質指導室長 構造的なということでは、通常は混じりません。定修のときに貫流式ボイラーの水を出すことがあって、そのときに排水の中に窒素分が出るということです。ですから、通常やっていたらいいのですが、ピーク時にたまたま定修するボイラーがある場合を想定して、ちょっと心配されてこういう要望を出されています。

吉田特別委員 ボイラーの場合、中の水をきれいにするためにブロウというのをやるのですが、こういう大きな発電所の場合は私はよくわからないのですが、その水が排水の中に混じるということでしょうかね。そうすると、中は確かアルカリにしているはずですが、そういったものが入ってくる可能性はあるのですが、ピーク時と書いてあるので、もう運転中だろうという意識でいたものですから、そういうのが出てくるのかなと、ちょっと疑問に思ったのですが、中身は専門的な話で私もわかりませんし、多分、事務局のほうでもよくわからないかとは思いますが、いずれにしる発電所のほうではそういうものが出てくる可能性がありますよという話をしているということですね。

高梨水質指導室長 発電所ではそういうものが定修のときに出ると。その後、通常でないのですが、定修時に出たときに、県が設定した基準を、クリアはできそうだけれども、かなり上まで行くので心配で、何か考慮していただけないかということです。

吉田特別委員 わかりました。

鈴木部会長 今のところは冷却水だけで、特に別な系から来るとか、それはないというご判断でいいですね。

高梨水質指導室長 それで結構です。

鈴木部会長 ほかにご意見ございますか。

皆さん多分もうおわかりかと思いますが、2番目のところにA2O法というものが出てきますが、これはどういうことか簡単に説明を。あとほかに難しい専門用語があるかどうかですが。特にA2O法というものが書かれていますが、これは具体的にどういう手法なのか。

高梨水質指導室長 これは窒素の総量規制基準の質問のところですが、窒素を排水から除去す

るときには、脱窒——窒素を取り除く工程が必要になります。通常、脱窒には、酸素がない状況をつくり出して、脱窒菌が働いて空気中に窒素を出していく。処理の工程の中で何段階かあるのですが、前段のほうで汚水が入ってきたときに、酸素がない状況をつくり出す。そういった方法でございます。

鈴木部会長　　今、終末処理場はほとんどこういう方式になっていると理解してよろしいですか。

高梨水質指導室長　　古いものは標準活性汚泥法という方法がとられていまして、特に高度処理、窒素を対象にした新しい施設に導入されている。ですから、下水道処理場の高度化というときには、通常の標準活性汚泥法の前段で新たにこういう脱窒行程を添加するということでございます。

清水委員　　ちょっと余計なことを申し上げます。

総量削減計画（案）、総量規制基準（案）に反対するのではなくて、これはこれで大変結構だと思います。

ただ、パブリックコメントの参考資料1-2、例えば4番目に「削減に伴う東京湾の水質改善値を明示すべきである」。お答えは、もうこのとおりなんです。このとおりなのですが、住民の方たちに親切にするということであれば、何らかの機会に、これまでこんなふうには負荷が減ってきて、東京湾の水質なり何なりがこんなふうになりましたよというのを、どこかでお示しになったほうがいいのではないかと。

実際にはやっていらっしゃるわけで、この間もシンポジウムでもありましたし、環境省の集まりでもあったのですが、東京都の研究所の安藤さんが公共用水域のこれまでの測定結果をまとめられました。そのときには、東京、千葉、神奈川、あるいは関連の自治体の資料を全部使っているわけです。それで過去20年ぐらいの水質の変動をまとめていらっしゃいます。それで見ると、80年代の初めに若干悪くなったのだけれども、それから少しずつよくなってきていた。それが90年代の半ばから、よくなっていた傾向が横ばいになる、あるいは若干悪化になるというようなことになっているという面があるわけです。

これは別のほうからもありまして、「こんなに一生懸命削減しているのに、なんで水質がよくなるしないの？」という話があるわけです。そういうことに答えるためにも、もちろんまだメカニズムが全部わかっていませんから完全に答えられるわけではないですが、少なくともそういう具合に、どんなふうになっているのかということ、いろいろな機会に住民の方にお知らせしたほうが多分いいのではないかとということを考えました。

本筋と関係のない余計な発言ですいませんが、一言。

鈴木部会長　　どうもありがとうございます。

パブリックコメントの指摘事項というのは、本当に的確に意見が出されている。清水委員から今お話がありましたように、経過説明等をやはりする必要があると思いますが、この辺について県の対応は可能なのでしょうか。

高梨水質指導室長　　「その他」事項でお話をすべきかと思いますが、「東京湾の総量削減推進計画」というものがもう検討に入っています。その中で、いま清水委員がご指摘になったこと、東京湾の水質が現状どうなっているのか、過去、特に総量規制が始まってからのように推移しているのか。

まず導入部分で、水質の状況、現状はどうか。東京湾一つというくくりで考えてしまうと平均値で済むのですが、千葉県の場合は、湾奥から館山湾まで南北に長いというこ

とがありますので、水域ごとの水質の変化。あわせて、当然、総量規制と言って、海直接だけではなくて、流入している河川の流域の住民の負荷低減も求めているわけで、流域の河川の状況、そして沿岸の海域の状況をあわせて、まず現実を皆様にお知らせしようと考えてございます。

鈴木部会長　よろしくお願いたします。

ほかにご意見ありますか。

加藤委員　このパブリックコメントに関して数値がいろいろ出てくるわけですが、数値を見て、例えば 20 と 15 という数字は、どれくらいブレのことを考慮しながらこの違いを考えていいのかというのは、素人にはわかりにくいので。そういう場合に、何か推移しているようなグラフみたいなものがあって、ここが 20 で、ここが 15 とか、そういうデヴィエーションがちゃんと入っていると、Nが入っていると、そういうことがチラチラとすると信頼性を増してくるのかなど。そんなことをやらなくとも、プロットをちょっと見ればそういうブレはわかると思いますので、そのあたりがあるともっと安心して、数字だけ見て「うん、うん」というふうになんて思わないで済むのかなという感じがします。

鈴木部会長　ありがとうございます。何かコメントは事務局のほうでございませうか。

高梨水質指導室長　水質の話でのブレということではよろしいのでしょうか。

加藤委員　水質です。数値だけの問題です。

高梨水質指導室長　確かに平均という形ですとちょっとわかりませんが、例えば最大・最小の振れ幅を一緒に入れてあらわすとか、そういう工夫はできると思います。

鈴木部会長　特にC値のお話ですよ。

加藤委員　そうです。数字が出てくるので、数字を見る場合に、例えば 20 を 15 にしましたというのはどういう状況なのか。数字をずっと見ていると、20 と 15 というのは、どういう信頼感というか、どれくらいの落差というか、違いか、私のような普通の人にわかりやすいといいかなど。これに文句を言うとかじゃなくて、わかりやすさだけのことで、今後の問題として、どこかに記載するときにはちょっとあるといいかなと思いました。

鈴木部会長　C値そのものの説明ということになるかと思いますが。

高梨水質指導室長　C値で 10、20 の違いを一般の方にわかっていただくというのは、数値そのものが何を意味するのかがもっとわかるようにということでしょうか。

加藤委員　ということがほとんどだと思います。そうすれば、数字の違いがどういうことかというのは、説明が入っていれば想像がつくのかなと思います。

高梨水質指導室長　総量を出すときのC値、確かに「C値」という表現自体がわかりにくいのですが、結果的には水質の濃度を表わす数字になります。ですから、10 というのは、水質濃度でいうと 10mg/l。それがどの程度かという、わかりやすい表現で言うと、例えば合併浄化槽と比べて半分ぐらいとか、そういう表現にしかならないと思います。

吉田委員　例えば排水量がある程度事業場ごとにわかっていますので、ある程度だろうと思いますが、完全に把握はできないと思うのですが、そうすると、排水量と、中に入っている含有量がわかりますと量がわかります。例えばこれをこういうふうにしたらどのくらい増えるんでよ、あるいは減るんですよという、量で見えるような……。これは総量規制と言っているのです。ここに書いてあるのはあくまでも基準値で、これだけしか含まないようにしてくださいという基準値を示しているわけですが、実際にわかりやすいようにするため



には、総量で例えばこういった事業場は何箇所あります、ここではこれだけの排水量が流れています、そのほかに、例えば 15 のものが入っていたのを 10 にするとこれだけ減りますよと。パーセンテージですからそのまま減っちゃうのですけれども。それが目に見えるような形にできないかという話ではないかなと私は承ったのですが。

清水委員 資料 2 を 1 枚めくっていただきましょうか。そこに「総量規制基準」というので L と C と Q というのが出ています。ここに出てくる C がいま問題になっている。Q が排水量ということになる。区分が 1 からずっとありまして、いろいろな商売ごとにどのくらいの濃度のものを出すかというのがあるわけですが、この C というのはそれぞれの区分ごとにある幅をもっている。この職種に含まれているものの事業場は大体この辺まではもう大丈夫だね、クリアできるねというところを見て、それで 15 にする。今までは技術その他を考えるとこの辺までだったけれども、最近はこの辺まで進んで、大体の事業場でここまで行けるよねというので下げていく。ですから、かなり割り切りのところもありますけれども、そういうふうなところで見ている数字だとご理解いただければいいと思いますが。

あまりいい説明ではありませんが。

鈴木部会長 先生、ありがとうございます。

いま清水先生ご指摘の資料の 4 ページぐらいに C 値に関する説明が載っておりますので、そこを確認していただきたいと思います。

清水委員 あるのですが、これは C 値そのものの説明ではないのですね。

鈴木部会長 県のホームページで説明か何かされているところはあるのですか。C 値とか、総量規制とか、環境管理の用語みたいなものの説明というのは。

高梨水質指導室長 確かに総量規制の手引きとか、ホームページに総量規制そのものは書いてあるのですが、C 値をわかりやすく説明はしてありませんね。確かに C が 10 から 20 になれば汚濁の負荷量は 2 分の 1 になるのですが。ですから、それをわかりやすくとなると、絵に描いて、C 値が 10 では 20 の半分ということになると思います。

鈴木部会長 はい、わかりました。

個々の関連もあろうかと思いますが、その辺の論議は横道に行く可能性もありますので。ホームページ等をご覧になっていただきたいということで、よろしく願いいたします。

対応のところは、わりときれいに整理されているので、わかりやすくなっていると思いますが。

ほかにご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

鈴木部会長 それでは、ないようですので、諮問事項 1 水質汚濁防止法第 4 条の 3 に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(案)及び諮問事項 2 水質汚濁防止法第 4 条の 5 に基づく「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(案)について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長 異議がないようですので、本部会として原案どおり承認いたします。

なお、本日ご承認いただいた案件については、千葉県環境審議会運営規程第 6 条に基づいて、私から会長に報告させていただき、会長の意見を得て審議会の議決として、審議会

会長名で答申されることとなりますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

本日予定された議題は以上です。

ほかに何かありますか。

高梨水質指導室長　　ご審議ありがとうございました。

本日ご審議いただきました総量削減計画について、今後どのようなスケジュールで国のほうに出されるかということですが、参考資料1－4をご覧ください。

12月から審議をお願いしまして、中段にございますように3月上旬、実際はきょう23日ですが、環境審議会から今後答申が得られます。その後、きょう皆様に説明したパブリックコメントの結果を公表し、環境省と総量削減計画（案）を協議いたします。これが19年4月20日までということ。その間、市町村長の意見聴取も正式に行い、環境大臣の同意は、現時点での予定では、今年の5月24日に国の公害対策会議幹事会が開催され、その議を経て環境大臣の同意が得られる。6月に同意をもらったものについて、県は県報等に公示をする。同時に環境基準についても告示して、新設の基準については、これは東京湾のほかの臨海域も同時ですが、19年9月1日に施行する。既設のものについては、21年4月1日からきょう確定した規制基準が施行されるということでございます。

このスケジュール表に、19年3月のあたりに「第1回総量削減検討委員会」というラインがございます。先ほど総量削減計画の中に新たな取り組みとして「推進計画の策定」というのを位置づけてございまして、その段階の参考資料として資料3－1から3－3を用意してございます。推進計画の検討にあたりましては、学識経験者、また公募した県民の代表者から12名の検討委員会を発足させ、3月7日に第1回目の検討会を開催したところでございます。

当初、本日の水環境部会で、12月の時点で「3月に推進計画の骨子案をお示しします」という話をしたのですが、推進計画の検討委員会の立ち上げが多少遅れまして、本年度、検討会が1回となってしまっております。素案の作成が少しずれ込みまして6月に、また東京湾流入河川等でモデル的な事業を実施して、またその結果を推進計画に反映するというので、当初予定していた素案作成スタート6月を年内12月ということで、いま検討を進めてございます。

第1回の検討委員会の関係ですが、資料3－3に示したとおり、計画の中には、先ほど説明しましたように、東京湾の水質の状況等を説明するとともに、削減目標の達成のための検討として、発生源別の削減目標の数値、その根拠をまず示します。

また、推進計画をまとめるにあたっての方針として、浄化対策について、現に行政側も行っていますし、企業も行っておりますし、住民の協力を得て行う、そういった内容をわかりやすく整理する。特に住民の協力を得て行う対策については、その具体的な手法等について事例を挙げて検討を加えていこうということで、今後、推進計画の策定の作業が進められることとなります。

推進計画の策定に際しましても、当水環境部会の各委員の皆様方からのご指導・ご助言をいただければ幸いです。

以上です。

鈴木部会長　　どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。  
特にないようです。

## 報告事項 印旛沼及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画について

鈴木部会長 ほかにも、事務局のほう、よろしく申し上げます。

渡邊湖沼浄化対策室長 先ほどの部長の挨拶にもございましたが、「印旛沼及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画」が国の同意を得られましたので、それに関して補足説明をさせていただきます。

お手元に資料4をお配りしました。そちらをご用意いただければと思います。

3月19日付けになっているかと思いますが、これが国の同意を得られた日にちでございます。この日に、国のほうにおいても、次官の記者発表、各新聞社への投げ込みが行われております。それとあわせて、千葉県においても資料4の体裁で県政記者クラブのほうに投げ込みを行っております。

上のほうに枠で囲った部分がございますが、ここに「本日、国の公害対策会議幹事会において了承され、これを受けて環境大臣の同意が得られ策定した」と書いてありますように、19日付けで、他の指定湖沼——琵琶湖、霞ヶ浦、児島湖とあわせて印旛・手賀の5湖沼が国の同意を得られております。

それ以降は、もう既に前回のこの審議会において説明したとおりで、その内容を書いてございます。

先ほどの東京湾のスケジュールの中でも高梨から説明しましたが、この環境審議会で答申を得た後に、国と正式の協議を行い、この同意をもらったわけですが、その中で十分な下協議を行ってききましたので、国との正規協議の中では、ほかの湖沼の計画等との文言等のすり合わせがあって修正が一部行われましたが、前回答申のときの骨組み等大きなところについては修正しておりません。語尾とかにてをはなどの修正があったということがございます。

それから、この計画につきましては、委員の先生方には、先日、正式な報告書を送らせていただいたところでございます。

国との協議の中で最後のところ、いまお手元に資料がなくて恐縮ですが、二重マルとマルで各主体の取り組みの状況を表にしたものがございまして、これを国のほうで参考扱いにしたというのがちょっと変わったところでございます。それ以外のところでは大きな違いはございませんでした。そういう中で合意が得られたということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

鈴木部会長 どうもありがとうございました。

## 5. その他

### 湖沼水質保全特別措置法第7条に基づく規制基準の設定について

高梨水質指導室長 続いて、湖沼法に関する規制基準の設定というのは、今回、国の同意が得

られたことから作業が始まります。

資料5をご覧ください。

先ほどまで東京湾の総量規制という形でご審議いただいたのですが、今後の検討の中で、湖沼水質保全特別措置法第7条、これはいわゆる湖沼における負荷量規制の設定ですが、湖沼法の一部改正が18年4月に行われました。これまで負荷量規制の対象であった新增設以外に、今後、既設事業場、汚水処理施設（下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設、農業集落排水施設）、今まで免除されていたというか、負荷量規制の対象ではなかったこれらの施設にも新たに負荷量規制を導入するというのが、湖沼法の改正の内容です。

基本的には、2ページ、3ページ以降に、東京湾の負荷量規制とは違う湖沼の負荷量規制の考え方を簡単に示してございます。基本的には、「既設事業場」の一番上の式にある「 $L = a \cdot Q^b$ 」。東京湾は「 $C \cdot Q$ 」だったのですが、湖沼では「 $a \cdot Q^b$ 」という指数式で負荷量規制を進めていくというのが基本的な考え方です。

2番目にある旧2号式、3番目の新2号式で括弧の中の最後の項、2番目でいいますと旧2号式の「 $C \cdot Q_0$ 」というのがございますが、これは、既設の事業場については指数式が入っていませんので、今まで持っていた濃度の負荷量が担保される。これについては規制基準がかかっていなかった。その下の新2号式では、最後の項が「 $a_0 \cdot Q_0^{b_0}$ 」という指数式が導入されまして、いわゆる既設事業場についても負荷量規制を導入して、この部分で負荷を削減するというのが基本的な考え方になっています。

もう1点、3点目の一番上の式ですが、これが下水道、地方公共団体が設置するし尿処理施設に適用される式で、これについても、今まで負荷量規制はなかったわけです。「負荷量 $L = C \cdot d \cdot Q$ 」ということで、新たに「 $d$ 」という削減の係数をかけるというのが今回の法改正の趣旨になっております。

ですから、今まで免除されていた施設についても新たに負荷量規制を導入して、さらなる負荷低減を図るというのが、湖沼法の考え方でございます。

現在のところ、これら新たに規制対象となる特定事業場、汚水処理施設等についての現状の水質の実態等を取りまとめておりまして、規制基準案がまとまり次第、本水環境部会に諮問させていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

鈴木部会長 どうもありがとうございました。

二つほど事務局から説明がありましたが、どちらでも結構ですが、何かご質問等ありましたらお願いたします。

いま言った改正湖沼法をまとめられるのは、大体いつぐらい、スケジュール的にはどうなりますか。

高梨水質指導室長 なるべく早い時期にと考えていまして、できれば6月頃に諮問案等を示せばと考えております。

鈴木部会長 ほかにご質問等ございましたら、お願いたします。

清水委員 私は水処理のことは全然知らないのですが、とんでもないことを言うかもしれないのですが、資料5の3ページに「汚水処理施設等」というのがあって、そこにまたCというのが出てくる。そのCの値に関しては、いろいろな条件で変えるのだよということになって

いるのですが、このCの値は調整が可能なのですね、というのが一つ。

もう一つは、3ページが一番下にBODとCODの対応が出ていて、60のところだけBODとCODは同じ数字だけれども、これはこれでいいのですね、という質問です。

高梨水質指導室長 3号式の「C・d・Q」の関係ですが、まずCは、上乘せ基準値ということになります。ただ、ご存知のように、湖沼に直接放流するものは、規制基準はCODですが、河川を経由して入ってくるものが多い。河川を経由すると、現実問題、上乘せ基準はBODで設定されています。ですから、このBOD、CODの関係で、特に3ページの下にあるように、国のほうではある程度考慮しないとかかなり厳しい値になってしまう。ただ、構造基準として技術基準が定められているものについては、それを用いたりして検討しなさいと。特に3号式につきましては、このCOD、BODのところは設定のときにかなり検討を要するところであるという注意がされております。

清水委員 そうすると、2番目の質問で、一番下の表でBOD、CODが60のところはBOD、CODが一緒なんだけれども、これはそういうふうになっているということですね。

高梨水質指導室長 国のほうではこれを参考として示してございます。ただ、排出の実態とBOD、CODの関係を見ても、特に古いものは別ですが、新しい施設については、BODでよい水質については同じ程度の水質でCODもキープされているというのが現実でございます。

鈴木部会長 どうもありがとうございました。

6月にまた新たな形で出てくるとお思いますので、そのときにまたご審議いただければと思います。

また何かありましたら、事務局にこの辺については質問を別途していただいても結構かと思えます。

ほかにご意見、ご質問等、特にございますか。

それではないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力どうもありがとうございました。

## 6. 閉 会

司会 ご審議いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会水環境部会を終了いたします。

— 以上 —